



中小企業の皆様を支援します！ 各種補助金をご活用ください

町では、事業者の経営の安定化と地域経済の活性化を図るため、各種補助金を整備しました。創業する方、空き店舗を活用して事業を行う方、補助金を事業活動に役立てたい方など、補助金について知りたい方はお気軽にご相談ください。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上の減少等により資金繰りが悪化している事業者への補助金も新設しました。

1. 創業支援事業補助金 <継続>

町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助します



(1) 対象者…次の各項目のいずれにも該当する方が対象です

- ①年度内に創業等をする者又は申請時に創業等の日から1年を経過しない者
- ②納税状況の良好な者
- ③町内に居住していること(創業に伴い居住する場合を含む)又は町内に本店又は主たる事務所を置くこと
- ④年間を通して同一場所で2年以上継続して営業を行う計画がある者

(2) 対象経費

土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等、その他町長が適当と認める経費

(3) 補助率等

対象経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額以内(千円以下、切捨て)

(4) 申請期間 令和5年4月1日～令和6年1月31日



2. 空き店舗等対策事業補助金 <継続>

町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等を賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助します

(1) 対象者…次の要件をすべて満たす方が対象です

- ①小売業、飲食業、サービス業に供する店舗及びその他町長が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設、事業所で公序良俗に反しないもの
- ②鯉ヶ沢町暴力団排除条例(平成23年条例第20号)に規定する暴力団でないこと
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業でないこと
- ④年間を通して、同一場所で2年以上継続して営業を行う計画がある者
- ⑤営業時間が午後5時以降のみでない者
- ⑥鯉ヶ沢町商工会の会員であること、又は、後日入会の意思がある者
- ⑦空き店舗等の所有者と同一世帯に属する者、もしくは空き店舗等の所有者の配偶者、又は一親等の血族及び姻族でないこと
- ⑧町内の現店舗からの移店でないこと(天変地異等、本人の責めに帰さない事情による移店の場合を除く)
- ⑨納税状況の良好な者
- ⑩補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておくこと
- ⑪賃借希望物件において、過去に同一事業を営んだことがない者
- ⑫過去にこの要綱による補助を受けていないこと
- ⑬賃借した店舗等を町長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用又は転貸しないこと
- ⑭その他町長が不適当と認める事業でないこと



(2)対象経費

空き店舗等の開業月以降連続する12ヵ月分の賃借料(礼金、敷金及び共益費等は除く。)

(3)補助率等

対象経費の3分の2以内の額又は月額5万円(年額60万円)のいずれか低い額以内

3. 小規模事業者経営改善資金利子補助金 <継続>

(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた町内の小規模事業者に対する利子分を補助します

(1)対象者…次の各項目のいずれにも該当する方が対象です

- ①鯉ヶ沢町商工会の推薦を受け、平成29年4月1日以後にマル経融資を受けた者であること
- ②町内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる者(個人にあっては1年以上継続して町内に在住している者)であって、原則として6ヵ月以上、商工会の経営指導を受けていること
- ③町税を滞納していない者
- ④この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者



(2)融資限度額 1社当たり2,000万円

(3)融資期間 運転資金7年(うち、据置期間1年)、設備資金10年(うち、据置期間2年)以内

(4)融資利率 1.08%(令和5年4月1日現在)

(5)補助率等 約定利息の1回目から12回目までに支払われた利子相当額

4. 「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補助金 <継続>

町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年未満の中小企業者に対する事業活動に必要な資金(設備資金・運転資金)の保証料を補助します

(1)対象者…次の各項目のいずれにも該当する方が対象です

- ①融資額が1企業につき1,000万円以内、かつ融資期間が10年(うち据え置き期間が1年)以内の者
- ②個人にあっては町内に住所を有する者であって、町内で営業を開始するもの又は開始している者、法人にあっては町内に法人登録をした事業者であって町内で営業を開始する事業者
- ③納税状況の良好な者

(2)融資限度額 1社当たり1,000万円

(3)融資期間 10年(うち、据置期間1年)以内

(4)融資利率 1.1%

(5)信用保証料 0.45%~1.90%

(6)補助率等 県による信用保証料の30%補給後の全額



5. 事業活動応援資金保証料補助金 <継続>

町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者に対する事業活動に必要な資金(設備資金・運転資金)の保証料を補助します

(1)対象者 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業

(2)融資限度額 1社当たり2,000万円

(3)融資期間 7年(うち、据置期間1年)以内

(4)融資利率 金融機関所定利率 -0.3%(上限2.0%)

(5)信用保証料 0.45%~1.90%

(6)補助率等 信用保証料の2分の1



◆申請先 政策推進課 観光商工班

◆申請期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日

◆問合せ先 政策推進課 観光商工班

◆電話 72-2111(内線344)

6. 経営安定化サポート資金「災害枠」特別保証料補助金 <新規>

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障をきたしている県内中小企業者を対象に、必要な資金(設備資金・運転資金)の保証料を補助します。

(1)対象者・・・次の各項目のいずれにも該当する方が対象です

- ①経営安定化サポート資金「災害枠(令和2年新型コロナウイルス感染症)」を利用し、セーフティネット保証4号又は5号のいずれかの保証制度を適用させた者
- ②融資額が1企業につき1,000万円以内、かつ融資期間が10年(うち据え置き期間が2年)以内の者
- ③個人にあっては町内に住所を有する者であって、町内で営業を開始するもの又は開始している者、法人にあっては町内に法人登録をした事業者であって町内で営業を開始する事業者
- ④納税状況の良好な者

(2)融資限度額 1,000万円以内

(3)融資期間 10年(うち、据置期間2年)以内

(4)融資利率 3年以内0.9%(3年超1.1%)

(5)信用保証料 0.45%~1.90%

(6)補助率等 県による信用保証料の30%補給後の全額

- ◆申請先 政策推進課 観光商工班
- ◆申請期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日
- ◆問合せ先 政策推進課 観光商工班
- ◆電話 72-2111(内線344)

